



2026年9月30日

各 位

会 社 名 三菱化工機株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 田中 利一
(コード：6331、東証プライム)
問合せ先 企画管理統括本部副本部長 兼 企画部長
中谷 朋喜
(TEL. 044-333-5354)

会 社 名 月島ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 川崎 淳
(コード：6332、東証プライム)
問合せ先 広報・IR部長 越智 崇
(TEL. 03-5560-6503)

**三菱化工機株式会社と月島ホールディングス株式会社の経営統合に関する経営統合契約及び
株式交換契約の締結、並びに三菱化工機株式会社の吸収分割による持株会社体制への移行、
商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ**

三菱化工機株式会社（以下「三菱化工機」といいます。）と月島ホールディングス株式会社（以下「月島ホールディングス」といい、三菱化工機と月島ホールディングスを総称して「両社」といいます。）は、2027年4月1日（予定）をもって、対等の精神に基づいた経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施すべく、①三菱化工機を吸収分割会社、本日設立した三菱化工機の完全子会社であるMKKネクスト株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、三菱化工機を持株会社化するために必要な一部の機能に係る事業を除く一切の事業（以下「本承継事業」といいます。）に関する権利義務を分割準備会社に承継して三菱化工機を持株会社化し、②本吸収分割の効力発生を条件として、両社による株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施し、③当該持株会社の下で、下記「I. 本経営統合について」の「2. 本経営統合の要旨」の「（1）本経営統合の方式」記載の一連の取引を実施して、グループ内の事業を再編することに合意し、本日開催の両社の取締役会決議により、両社は、対等の精神に基づいた経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）及び本株式交換に関する株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を、また、三菱化工機は、本日開催の三菱化工機の取締役会決議により、本吸収分割に関する吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を、それぞれ締結いたしましたので、下記のとおりにお知らせいたします。

なお、本経営統合及び本株式交換並びに本吸収分割の実施は、両社の株主総会の承認及び本経営統合を行うにあたり必要な許認可の取得等を前提としております。

また、本吸収分割は、三菱化工機が、その完全子会社に事業を承継させる吸収分割であることから、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

I. 本経営統合について

1. 本経営統合の背景・目的

（1） 本経営統合の背景

三菱化工機は、1935年に化学機械専門メーカーとして設立され、現在は、プラント・環境設備の設計・建設を中心とするエンジニアリング事業と、遠心分離機等の各種単体機器の製造・販売を行う単体機械事業を展開しております。エンジニアリング事業では、都市ガス、水素、石油化学、半導体関連材料及び水処理等の幅広い産業分野に対し、水素製造装置の供給や、プラントの設計・建設、製品・設備の提供からアフターサービスまで総合的なソリューションを提供しております。単

体機械事業では、創業時から培ってきた「固液分離技術」をもとに、高い国内外シェアを有する船舶用油清浄機をはじめ、医薬、食品、化学等の様々な分野における産業機械の製造・販売からアフターサービスを一貫して提供しております。加えて、「三菱化工機グループ経営ビジョン2050」で掲げる、4つの戦略的事業領域（「持続可能な循環型社会推進事業」「水素を核としたクリーンエネルギー事業」「デジタルを活用した省力・省エネ事業」「水・食・自然災害等の課題解決に向けた次世代技術開発事業」）の実現に向け、既存事業から切り出したGX事業として成長領域に再定義し、これを長期成長戦略の中心に据えてビジネス展開の加速・拡大を進めております。

一方、月島ホールディングスは、1905年に産業機械メーカーとして創業し、現在は公共水インフラ向け機械・プラントを主要マーケットとする水環境事業と、産業インフラ及び環境関連の機械・プラントを主要マーケットとする産業事業を展開しております。水環境事業では、浄水場・下水処理場等の水インフラ設備に関する単体機器・プラントの設計・建設からO&M（運転管理・メンテナンス）を含むライフサイクルビジネスまで一貫して提供しております。2023年にはJFEエンジニアリング株式会社（以下「JFEエンジニアリング」といいます。）との国内水エンジニアリング事業の統合により月島JFEアクアソリューション株式会社（以下「月島JFEアクアソリューション」といいます。）を設立し、水環境事業におけるシナジー創出や官民連携事業への対応力強化を推進しております。一方、産業事業では、化学、ライフサイエンス、エネルギー分野等に向けた単体機器及びプラントの提供に加え、産業廃棄物・半導体向け廃水処理及びリサイクル分野にも事業を展開しております。近年では、ケミカルリサイクル分野や電子材料等の高機能材料分野向けの単体機器の拡販及びアフターセールスの強化に取り組んでおります。

三菱化工機と月島ホールディングスの関係は古く、三菱化工機は三菱グループ各社と月島ホールディングス（当時の月島機械株式会社）の出資により設立されました。両社は、産業機械の国産化という共通の志のもと、およそ一世紀にわたり切磋琢磨を続け、ともに発展してきた歴史を有しております。また、各種単体機器の製造・販売という、いわゆる「ものづくり」を原点とする企業文化に加え、エンジニアリング及びアフターサービスを軸とする事業モデルにおいても高い親和性を有しております。

以上のように、両社はともにエンジニアリング・産業機械領域及び水環境領域において事業を展開しておりますが、昨今、カーボンニュートラルの実現や資源循環といった持続的な社会への貢献に向けた社会的要請が高まるとともに、国内市場においては、人口減少による中長期的な市場縮小や人材不足・技術承継といった課題が顕在化しており、企業は競争力の強化や経営資源の有効活用が求められております。

三菱化工機は、単体機械事業において国内外で高いシェアを有する船舶用油清浄機をはじめとした多様なラインナップとアフターサービス体制を強みとして高い収益性を確立しております。一方で、水処理を含むエンジニアリング事業においては競争環境の厳しさが増しているほか、今後市場拡大が見込まれるウォーターPPP等の官民連携事業への対応力強化が課題となっております。また、月島ホールディングスは、水環境事業において汚泥処理分野を中心とした充実した製品ラインナップや下水汚泥焼却炉等の国内トップクラスの市場シェアを有するとともに、PFI・DBO事業等の官民連携事業において豊富な実績があります。一方、産業事業においては、事業規模の拡大と収益力のさらなる向上が課題となっております。

このような認識の下、三菱化工機及び月島ホールディングスは、お互いの強み・課題が補完関係にある両社がそれぞれの強みとする経営資源を結集し、リソースの集約化を図ることで事業効率及び競争力・品質を高度化させ、今後の社会産業構造の変化に対応しつつ成長市場の取り込みを目指しうる形で収益力の強化により強固な事業基盤を構築することが、厳しさを増す競争環境に対応しつつ持続的な企業価値の向上及びすべてのステークホルダーへの一層の貢献に資するとの認識で一致し、両社対等の精神において本経営統合を行うことを決定いたしました。

（２） 本経営統合の目的及び取り組み

本経営統合により、両社が長年にわたり培ってきた技術力・顧客基盤及び事業のノウハウ等の経営資源を新たな一体体制のもとで最大限活用するとともに、三菱グループの一員としての信頼とブランド力を背景に、『水・エネルギー・産業インフラを支える機械・エンジニアリングのリーディングカンパニー』を目指し、強固な事業基盤の構築と企業価値のさらなる向上を実現してまいります。具体的には、以下の取り組みを推進してまいります。

① 両社の強みを活かした事業基盤の強化（既存領域）

両社は、単体機器、エンジニアリング及び水環境事業を共通の事業領域としながら、それぞれ異なる強みと競争優位性を有しております。本経営統合により、単体機器の開発・設計・製造からアフターサービスに至るまでのバリューチェーンを強化するとともに、両社の顧客基盤を活用したクロスセルを通じて、さらなる収益基盤の拡充を図ってまいります。

・単体機器事業

三菱化工機は、単体機械事業において国内外で高いシェアを有する船舶用油清浄機をはじめ、多様な製品ラインナップと充実したアフターサービス体制を強みとして、高い収益性を確立しており、月島ホールディングスは、晶析装置や乾燥機、ろ過機、攪拌機等競争力のある製品ラインナップを有しております。

本経営統合により、両社の製品ラインナップ及び顧客基盤を相互に活用することで、販売機会の拡大を図ってまいります。具体的には、三菱化工機の遠心分離機・ろ過機を月島ホールディングスの既存顧客へ、月島ホールディングスの晶析装置や乾燥機を三菱化工機の既存顧客へ提案する等のクロスセルを推進し、両社の機器を組み合わせた最適なプロセス提案を行うことで、顧客への提案力の向上を図ってまいります。一例として、三菱化工機の分離機の後段工程に月島ホールディングスの乾燥機を組み合わせることで、省スペース化や工期短縮を実現した高付加価値なユニット提案等が挙げられます。

さらに、単体機器の製造拠点、アフターサービス網及び研究開発拠点の最適化を進めるとともに、デジタル技術の活用による生産性向上を推進し、競争力のさらなる強化を図ってまいります。

・エンジニアリング事業

両社は、化学・ライフサイエンス・エネルギー・半導体・水素等の産業分野において、それぞれ独自の強みと顧客基盤を有し、プラントエンジニアリング及びアフターサービスを幅広く提供しております。

本経営統合により、両社が有する人材、技術及びノウハウを最適に活用することで、より大型な案件への対応力及び提案力を強化し、受注機会の拡大を図ってまいります。また、処理工程における自社製機器の採用拡大やアフターサービスの強化を通じて、収益力の向上を推進いたします。

環境関連分野においては、月島ホールディングスが強みを有する廃棄物処理設備や廃水処理設備を三菱化工機の顧客基盤へ展開することで、新たな事業機会の創出と事業領域の拡大を図ってまいります。

・水環境事業

月島ホールディングスは、水環境事業において汚泥処理分野を中心とした充実した製品ラインナップを有しているほか、下水汚泥焼却炉等において国内トップクラスの市場シェアを有しております。また、PFI・DBO事業をはじめとする官民連携事業においても豊富な実績を有しております。

本経営統合により、月島ホールディングスが蓄積した官民連携事業に関する知見及びノウハウを活用し、大型案件のさらなる獲得を目指すとともに、両社が強みを有する地域・顧客基盤を補完することで事業規模の拡大に取り組んでまいります。また、運転管理分野においては、月島ホールディングスが有する水インフラ向け遠隔監視システムやAI・IoTを活用したロボット点検等のDXソリューションを三菱化工機の運転管理受託施設に展開することで、運転管理業務の効率化及びサービス品質のさらなる向上を図ってまいります。加えて、運転管理人材の不足といった社会的課題への対応にも取り組み、持続可能な水インフラ運営に貢献いたします。

② シナジーを活かした新たな成長機会の創出（成長領域）

今後の成長ドライバーとして位置付けるGX分野及び高機能材料分野において、両社の技術、製品及び顧客基盤を融合した高付加価値ソリューションの創出を推進いたします。

象徴的な取り組みとして、下水処理場を起点とした「水・エネルギー・資源循環ソリューション」の展開が挙げられます。三菱化工機は、水素製造技術に関する豊富な知見と高い競争力を有しているほか、二酸化炭素回収技術にも取り組んでおります。一方、月島ホールディン

ガスは、下水汚泥の消化（メタン発酵）、バイオガス発電及び汚泥燃料化等、下水資源の有効利用に関する豊富な実績とノウハウを有しております。下水汚泥由来のバイオガス、水素製造や回収した二酸化炭素の利活用等、本経営統合を通じて両社の技術を組み合わせることで、クリーンエネルギーの創出、カーボンニュートラルの実現及び資源循環の推進を同時に実現する新たな統合型ソリューションの創出を目指してまいります。また、これらの技術は公共水インフラ分野にとどまらず、産業排水処理設備等の環境関連分野への展開も期待できることから、GX分野における新たな事業機会の創出につながるものと考えております。このような技術融合を通じて、地球温暖化防止をはじめとする社会課題の解決に貢献するとともに、持続的な成長を支える新たな収益基盤の構築を目指してまいります。

上記の取り組みを通じたオーガニックな成長に加え、国内外で進展する業界再編への対応として、M&Aを通じたインオーガニック成長も積極的に推進してまいります。また、海外事業においても、東アジアやASEAN地域を中心に、両社が有する技術、人材及び営業ネットワークを活用し、事業展開を加速させてまいります。加えて、三菱グループが有する幅広い顧客基盤や事業ネットワークとの連携を強化することで、新たな事業機会の創出を図り、さらなる成長を実現してまいります。

③ 経営基盤の高度化と共創による企業価値創造

新たな持株会社体制のもとでコーポレートガバナンス及び経営管理体制の高度化を推進してまいります。コーポレート機能の生産性の向上のために人材配置の最適化や基幹システムの統廃合を図ってまいります。一方、EPC・製造・アフターサービス等のライン機能においては、AIやロボティクス等最新のデジタル技術を導入することにより効率化を進め、コスト競争力の向上を実現してまいります。

さらに、両社間の人材交流や共同プロジェクトの推進を通じて経営資源の融合を促進するとともに、各分野の専門性を高め合うことで、新たな価値創造を支える共創型企業文化の醸成を図ってまいります。こうした取り組みを通じて、持続的な成長を支える強固な経営基盤の構築を目指してまいります。

上記①～③の取り組みを着実に推進することにより、本経営統合によるシナジー効果を最大化し、2036年3月期においてはグループ経営目標として売上高：3,500億円、営業利益：300億円以上を目指してまいります。うち、シナジー効果につきましては、2036年3月期を目途に、売上高：500億円、営業利益：80億円が発現する見込みです。

2. 本経営統合の要旨

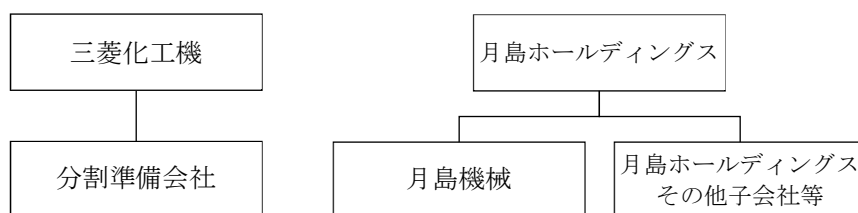
(1) 本経営統合の方式

本経営統合契約において、両社は、本経営統合の形式について、大要以下のとおり合意しております。なお、本経営統合の方式については、下記の参考図もご参照ください。

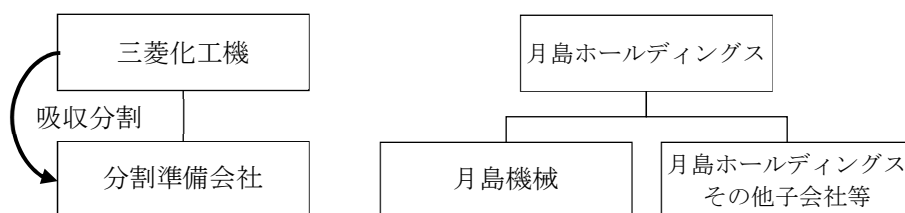
- ① 三菱化工機は、2027年4月1日付で、三菱化工機を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社とする本吸収分割を行うことにより、本承継事業に関する権利義務を分割準備会社に承継します。
- ② 三菱化工機及び月島ホールディングスは、2027年4月1日付で、本吸収分割及び本定款変更①（下記「IV. 商号変更その他の定款の一部変更について」の「1. 定款変更の理由」において定義する。）の効力発生を条件として、三菱化工機を株式交換完全親会社、月島ホールディングスを株式交換完全子会社とする本株式交換を行い、本株式交換の効力発生を条件として、三菱化工機は三菱月島化工機ホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）に、分割準備会社は三菱化工機株式会社（以下「新・三菱化工機」といいます。）に商号を変更する予定です。
- ③ グループ会社管理の効率化を図る観点から、中間（純粋）持株会社を存続させることを避けるべく、共同持株会社を吸収合併存続会社、月島ホールディングスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併①」といいます。）を行う予定です。本吸収合併①の効力発生日は2027年7月1日を予定しております。
- ④ 両社の産業機械領域の事業はそれぞれ新・三菱化工機と月島機械株式会社（以下「月島機械」といいます。）が行うこととなりますが、これを新・三菱化工機に集約させ、新・三菱

化工機を共同持株会社グループにおける産業機械事業を主として営む事業子会社とすることを目的として、新・三菱化工機を吸収合併存続会社、月島機械を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併②」といいます。）を行う予定です。本吸収合併②の効力発生日は2027年7月1日を予定しており、本吸収合併②の効力発生を条件として、新・三菱化工機は三菱月島化工機械株式会社（以下「三菱月島化工機械」といいます。）に商号を変更する予定です。

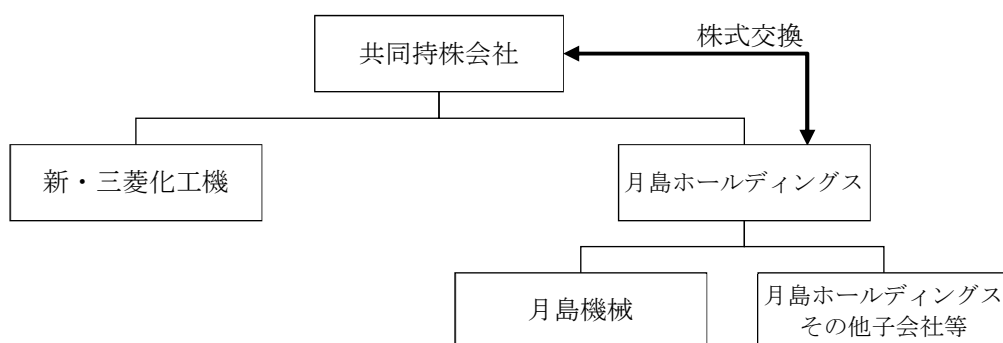
※参考図
＜現状＞



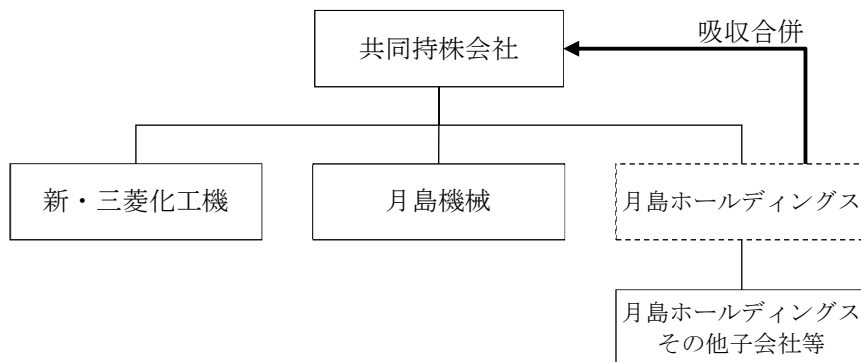
＜本吸収分割（2027年4月1日（予定））＞



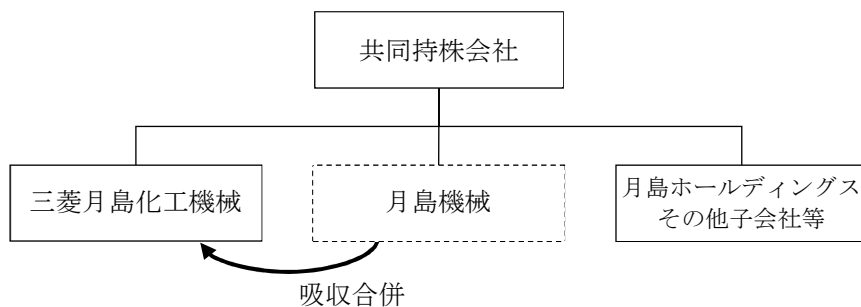
＜本株式交換（2027年4月1日（予定））＞



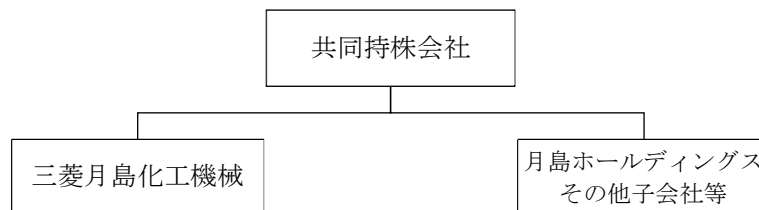
＜本吸収合併①（2027年7月1日（目途））＞



<本吸収合併②（2027年7月1日（目途））>



<本吸収合併②後>



(2) 本経営統合後の状況等

① 共同持株会社の概要（予定）

商号	三菱月島化工機ホールディングス株式会社 (英名:Mitsubishi Tsukishima Kakoki Holdings Co., Ltd.)
本店所在地	東京都中央区晴海三丁目5番1号
本社所在地	東京都中央区晴海三丁目5番1号
機関設計	監査等委員会設置会社
代表者及び 役員の就任予定	代表取締役会長 田中 利一 代表取締役社長社長執行役員 川崎 淳 取締役副社長副社長執行役員 高野 亨 取締役(非常勤) 志村 直子 取締役(非常勤) 和田 篤也 取締役(非常勤) 中山 美加 取締役(監査等委員) 酒見 伸一 取締役(監査等委員) 増田 純一

	取締役（監査等委員・非常勤） 北方 宏樹
事業内容	子会社等の経営管理及びこれらに附帯又は関連する一切の事業
資本金	5,000百万円
決算期	3月31日
純資産	現時点では確定していません。
総資産	現時点では確定していません。
上場証券取引所	株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社

② 共同持株会社の企業理念

- ・モノづくりに根ざした技術を通じて、持続可能な社会に貢献します
- ・安全管理と品質管理を徹底し、最適な商品とサービスを提供します
- ・挑戦と共創の企業文化を育み、豊かで働きがいのある企業を目指します
- ・誠実で透明性の高い経営により、社会からの信頼に応えます

③ 共同持株会社のパーパス

確かな技術で快適な未来を創る

④ 三菱月島化工機械の概要（予定）

商号	三菱月島化工機械株式会社
所在地	神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 田中 利一
事業内容	各種プラント・環境設備及び各種単体機械等の設計、製作、据付、販売等
資本金	現時点では確定していません。
決算期	3月31日
大株主及び持分比率	三菱月島化工機ホールディングス 100%

⑤ 本経営統合後の組織再編

両社の水環境領域の事業は、それぞれ三菱月島化工機械と月島JFEアクアソリューションが行うこととなりますが、両社としてはこれを月島JFEアクアソリューションに集約させ、月島JFEアクアソリューションを共同持株会社グループにおける水環境事業を主として営む事業子会社とすることを目的として、月島JFEアクアソリューションを吸収分割承継会社、三菱月島化工機械を吸収分割会社として、三菱月島化工機械の水環境事業を承継させる吸収分割を行うことを検討しております。もっとも、当該吸収分割につきましては、今後、両社と、月島JFEアクアソリューション及びその株主であるJFEエンジニアリングとの間で、実行に向けた協議を進めてまいります。現時点ではその実施時期も含めて詳細は未定です。

⑥ その他

その他の共同持株会社の経営体制に係る事項については、引き続き両社で協議の上、本吸収分割及び本株式交換の効力発生日までに決定いたします。

（3）本経営統合の日程

本経営統合契約及び本株式交換契約承認取締役会（両社）	2026年9月30日（本日）
本吸収分割契約承認取締役会（三菱化工機）	2026年9月30日（本日）
臨時株主総会に係る基準日公告日（両社）	2026年9月30日（本日）
臨時株主総会に係る基準日（両社）	2026年10月16日（予定）
本経営統合契約及び本株式交換契約承認臨時株主総会（両社）	2026年12月4日（予定）

本吸収分割契約承認臨時株主総会（三菱化工機）	2026年12月4日（予定）
東京証券取引所最終売買日（月島ホールディングス）	2027年3月29日（予定）
東京証券取引所上場廃止日（月島ホールディングス）	2027年3月30日（予定）
本吸収分割及び本株式交換の効力発生日	2027年4月1日（予定）
商号変更日（三菱化工機及び分割準備会社）	2027年4月1日（予定）

（注）上記は現時点での予定であり、本経営統合及び本株式交換並びに本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更することがあります。

Ⅱ．本吸収分割について

1．本吸収分割の要旨

（1）本吸収分割の背景・目的

上記「Ⅰ．本経営統合について」の「1．本経営統合の背景・目的」をご参照ください。

（2）本吸収分割の方式

三菱化工機を吸収分割会社とし、三菱化工機の完全子会社である分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割によります。本吸収分割は、2026年12月4日開催予定の三菱化工機の臨時株主総会による本吸収分割契約の承認を受けた上で、2027年4月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

（3）本吸収分割の日程

上記「Ⅰ．本経営統合について」の「2．本経営統合の要旨」の「（3）本経営統合の日程」をご参照ください。

（4）本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際し、分割準備会社は株式その他の金銭等の割当ては行いません。

（5）本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

三菱化工機は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

（6）本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による資本金の額に増減はありません。

（7）承継会社が承継する権利義務

分割準備会社が三菱化工機から承継する権利義務は、本承継事業に係る資産、債務、契約その他の権利義務（契約上の地位を含みます。）のうち、本吸収分割契約に規定されるものといたします。

（8）債務履行の見込み

本吸収分割において、本吸収分割の効力発生日以降の三菱化工機及び分割準備会社が履行すべき債務について、その履行の見込みに問題はないと判断しております。

2．本吸収分割の当事会社の概要

（1）三菱化工機

下記「Ⅲ．本株式交換について」の「3．本株式交換の当事会社の概要」をご参照ください。

（2）分割準備会社（本日設立時現在）

（1）商号	MKKネクスト株式会社
（2）所在地	神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役 矢島 史朗
（4）事業内容	各種プラント・環境設備及び各種単体機械等の設計、製作、据付、販売等

(5) 資本金	25百万円	
(6) 設立年月日	2026年9月30日	
(7) 発行済株式数	1,000株	
(8) 決算期	3月31日	
(9) 大株主及び持分比率	三菱化工機 100%	
(10) 当事会社間の関係等	資本関係	三菱化工機が分割準備会社の発行済株式の100%を保有しております。
	人的関係	分割準備会社の取締役1名は、三菱化工機の実業取締役を兼任しております。
	取引関係	分割準備会社は営業を開始していないため、三菱化工機との取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	分割準備会社は三菱化工機の完全子会社であり、三菱化工機と分割準備会社は相互に関連当事者に該当いたしません。

(注1) 分割準備会社は、2027年4月1日付で本吸収分割の効力が発生することを条件として、その商号を「三菱化工機株式会社」に変更する予定です。

(注2) 分割準備会社は、本日設立され、直前事業年度に係る経営成績が存在しないため、直前事業年度の財政状態及び経営成績は記載していません。

3. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

三菱化工機を持株会社化するために必要な一部の機能に係る事業を除く一切の事業

(2) 分割する部門の経営成績 (2026年3月期)

	分割事業の実績 (a)	分割会社単体実績 (b)	比率 (a / b)
売上高	74,100百万円	74,100百万円	100%

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価額 (2026年3月31日現在)

資産		負債	
流動資産	44,602百万円	流動負債	17,563百万円
固定資産	16,378百万円	固定負債	4,220百万円
合 計	60,981百万円	合 計	21,783百万円

(注) 分割する資産、負債の各項目と金額は、2026年3月31日現在の数値を基礎としているため、実際に承継する金額(上記金額に本吸収分割の効力発生日までの増減を加除した金額)とは異なります。

4. 本吸収分割後の状況

上記「Ⅰ. 本経営統合について」の「2. 本経営統合の要旨」の「(2) 本経営統合後の状況等」をご参照ください。

5. 今後の見通し

本経営統合後の経営方針、計画及び業績見通し等につきましては、今後両社で検討し、確定次第お知らせします。

Ⅲ. 本株式交換について

1. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の背景・目的

上記「Ⅰ. 本経営統合について」の「1. 本経営統合の背景・目的」をご参照ください。

(2) 本株式交換の方式

上記「Ⅰ. 本経営統合について」の「2. 本経営統合の要旨」の「(1) 本経営統合の方式」をご参照ください。

(3) 本株式交換の日程

上記「Ⅰ. 本経営統合について」の「2. 本経営統合の要旨」の「(3) 本経営統合の日程」をご参照ください。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容 (株式交換比率)

	三菱化工機 (株式交換親会社)	月島ホールディングス (株式交換子会社)
株式交換に係る交換比率	1	0.88
本株式交換により交付する株式数	三菱化工機の普通株式：34,811,735株 (予定)	

(注1) 株式の割当比率

月島ホールディングスの普通株式1株に対して三菱化工機の普通株式0.88株を割当て交付いたします。但し、上記株式交換比率 (以下「本株式交換比率」といいます。) は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上で変更することがあります。本株式交換比率を変更することを決定した場合には直ちに開示いたします。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

三菱化工機の普通株式 34,811,735株 (予定)

上記の普通株式数は、2026年6月30日時点における月島ホールディングスの普通株式の発行済株式総数 (40,125,800株) 及び自己株式数 (567,010株) に基づいて算出しております。

三菱化工機は、本株式交換に際して、三菱化工機が月島ホールディングスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時 (以下「基準時」といいます。) の月島ホールディングスの株主の皆様に対し、その保有する月島ホールディングスの普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の三菱化工機の普通株式を割当て交付する予定です。また、交付する三菱化工機の普通株式については、三菱化工機が保有する自己株式を一部充当するとともに、新たに普通株式34,151,480株の発行を行う予定です。

なお、月島ホールディングスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する月島ホールディングスの取締役会の決議により、基準時の直前時において月島ホールディングスが保有する自己株式 (本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。) の全部を、基準時をもって消却することを予定しているため、実際に三菱化工機が交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、三菱化工機の単元未満株式を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。三菱化工機の単元未満株式を保有することとなる月島ホールディングスの株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度 (単元未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、三菱化工機に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

② 単元未満株式の買増制度 (1単元への買増し)

会社法第194条第1項の規定及び三菱化工機の定款の規定に基づき、三菱化工機が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなる単元未満株式の数と併せて1単元株式数 (100株) となる数の株式を三菱化工機から買い増すことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、三菱化工機の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる月島ホールディングスの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、三菱化工機が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(5) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換において株式交換完全子会社となる月島ホールディングスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当

三菱化工機は、2026年9月30日を基準日とする1株当たり60円を限度とする配当、及び2027年3月31日を基準日とする1株当たり75円を限度とする配当をそれぞれ行うことを予定しております。

月島ホールディングスは、2026年9月30日を基準日とする1株当たり44円を限度とする配当、及び2027年3月31日を基準日とする1株当たり50円を限度とする配当をそれぞれ行うことを予定しております。また、本株式交換の効力発生日の前日までの間、法令等に従い、総額3,000,000,000円を限度とする自己株式の取得を行うことができます。

(7) 本株式交換に際して三菱化工機の普通株式の割当交付を受ける月島ホールディングスの株主の議決権

三菱化工機は、本日、月島ホールディングスが本日公表した「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに定款の一部変更及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ」に記載のとおり、同社の定時株主総会の議決権の基準日に係る定めの削除を内容とする定款変更が効力を生じること、及び、本株式交換が効力を生ずることを停止条件として、会社法第124条第4項の規定に基づき、本株式交換に際して三菱化工機の普通株式の割当交付を受ける月島ホールディングスの株主に対し、当該割当交付を受ける三菱化工機の普通株式に関して、共同持株会社の2027年6月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行いました。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記「1. 本株式交換の要旨」の「(4) 本株式交換に係る割当ての内容(株式交換比率)」に記載の本株式交換比率の算定にあたり、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱化工機は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を、月島ホールディングスは野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

三菱化工機は、下記「(4) 公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、及び下記「(4) 公正性を担保するための措置」の「②独立した法律事務所からの助言」に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの法的助言、並びに三菱化工機及びそのアドバイザーが月島ホールディングスに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記の「1. 本株式交換の要旨」の「(4) 本株式交換に係る割当ての内容(株式交換比率)」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は三菱化工機の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

月島ホールディングスは、下記「(4) 公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、及び下記「(4) 公正性を担保するための措置」の「②独立した法律事務所からの助言」に記載の西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からの法的助言、並びに月島ホールディングス及びそのアドバイザーが三菱化工機に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「1. 本株式交換の要旨」の「(4) 本株式交換に係る割当ての内容(株式交換比率)」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は月島ホールディングスの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

このように、両社は、それぞれ第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「1. 本株式交換の要旨」の「(4) 本株式交換に係る割当ての内容(株式交換比率)」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は両社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至り、本日開催された両社の取締役会において本経営統合契約及び

本株式交換契約の締結について決議の上、本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券及び野村證券のいずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「ＤＣＦ分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、2026年9月29日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

ＤＣＦ分析における、価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、両社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、両社に対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、各手法による月島ホールディングスの普通株式1株に対して割り当てる三菱化工機の普通株式数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	0.79～0.83
類似企業比較分析	0.52～1.23
ＤＣＦ分析	0.70～1.24

（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式交換比率の分析は、三菱化工機の取締役会の参考に資するためにのみ同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、三菱化工機又は月島ホールディングスの株主に対して、本株式交換への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式交換に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又は三菱化工機若しくは月島ホールディングスによって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、両社の将来の財務状況に関する、提供された時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、両社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、三菱化工機、月島ホールディングス及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析は、株式交換比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及び株式交換比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式交換

比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式交換比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、三菱化工機又は月島ホールディングスの実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

野村證券は、両社の株式がそれぞれ、東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各算定手法における三菱化工機の普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.79～0.83
類似会社比較法	0.66～0.80
DCF法	0.84～1.28

なお、市場株価平均法については、2026年9月29日を算定基準日として、両社株式の東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1か月間、3か月間及び6か月間の各期間の取引日における終値単純平均を採用しております。

DCF法については、月島ホールディングスより提供された事業計画及び三菱化工機から提供され月島ホールディングスにより確認された事業計画に基づいて、両社が生み出す将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に両社から提供された一切の情報が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、2026年9月29日現在までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の各々の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い三菱化工機及び月島ホールディングスの財務状況が推移することを前提としております。

また、野村證券がDCF法による算定の前提とした両社の事業計画には、本株式交換によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした2027年3月期から2030年3月期までの三菱化工機の事業計画及び2027年3月期から2030年3月期までの月島ホールディングスの事業計画については、前事業年度比で大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、三菱化工機においては、2028年3月期以降に設備投資額が減少していくことに起因して、2029年3月期及び2030年3月期において、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。月島ホールディングスにおいては、2028年3月期において、運転資本の増加幅の縮小及び設備投資額の減少による大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加、2030年3月期において、運転資本の増加幅の縮小による大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでおります。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の結果、その効力発生日である2027年4月1日をもって、三菱化工機は月島ホールディングスの発行済株式の全部を取得する予定です。それに先立ち、月島ホールディングスの普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て2027年3月30日に上場廃止（最

終売買日は2027年3月29日)となる予定です。

一方、本株式交換の対価である三菱化工機の普通株式は、東京証券取引所に上場されており、引き続き東京証券取引所にて取引が可能です。

(4) 公正性を担保するための措置

両社は、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

三菱化工機は、本株式交換の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、2026年9月29日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。

他方、月島ホールディングスは、本株式交換の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である野村證券より、2026年9月29日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

三菱化工機は、取締役会における本経営統合に係る意思決定の公正性・適法性を担保するために、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業より、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

他方、月島ホールディングスは、取締役会における本経営統合に係る意思決定の公正性・適法性を担保するために、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業より、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は、いずれも両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換に際しては、三菱化工機と月島ホールディングスの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

3. 本株式交換の当事会社の概要

(1) 名 称	三菱化工機株式会社	月島ホールディングス株式会社
(2) 所 在 地	〒210-8560 神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号	〒104-0053 東京都中央区晴海三丁目5番1号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長執行役員 田中 利一	代表取締役社長 川崎 淳
(4) 事 業 内 容	各種プラント・環境設備及び各種 単体機械等の設計、製作、据付、販 売等	浄水場・下水処理場、汚泥再生処 理・バイオマス利活用向けプラント の設計・建設等
(5) 資 本 金	3,956百万円 (2026年6月末現在)	6,646百万円 (2026年6月末現在)
(6) 設 立 年 月 日	1949年9月1日	1917年5月31日
(7) 発 行 済 株 式 数	23,741,850株 (2026年6月末現在)	40,125,800株 (2026年6月末現在)
(8) 決 算 期	3月31日	3月31日
(9) 従 業 員 数 (連 結)	1,044人 (2026年3月末現在)	3,367人 (2026年3月末現在)
(10) 主 要 取 引 先	化学、半導体、食品、エネル ギー、造船関連企業等、地方公共	地方公共団体、上下水道事業体、 化学、食品、廃棄物処理関連企業

	団体	等				
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社横浜銀行	株式会社三菱UFJ銀行				
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	12.87%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9.82%		
	明治安田生命保険相互会社（常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	5.41%	月島ホールディングス従業員持株会	5.38%		
	三菱化工機取引先持株会	4.19%	株式会社日本製鋼所	4.47%		
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3.61%	東京センチュリー株式会社	4.44%		
	三菱化工機従業員持株会	2.43%	月島ホールディングス取引先持株会	3.07%		
	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	1.69%	GOVERNMENT OF NORWAY（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	2.60%		
	株式会社横浜銀行（常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	1.62%	株式会社三菱UFJ銀行	2.38%		
	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	1.31%	東洋電機製造株式会社	2.22%		
	STATE STREET BANK AND TRUSTCOMPANY 505223（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.30%	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2.08%		
第一実業株式会社（2026年3月31日現在）	1.16%	株式会社オカムラ（2026年3月31日現在）	1.91%			
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係						
資 本 関 係	該当事項はありません。					
人 的 関 係	該当事項はありません。					
取 引 関 係	該当事項はありません。					
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。					
(14) 最 近 3 年 間 の 財 政 状 態 及 び 経 営 成 績						
決算期	三菱化工機（連結）			月島ホールディングス（連結）		
	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期
連 結 純 資 産（百万円）	34,577	38,227	44,932	105,538	112,054	117,466
連 結 総 資 産（百万円）	63,170	66,174	78,093	208,014	192,248	203,021
1株当たり連結純資産(円)	1,513.35	1,674.46	1,972.37	2,040.89	2,159.30	2,482.03
連 結 売 上 高（百万円）	47,774	59,202	84,240	124,205	139,235	148,954
連 結 営 業 利 益（百万円）	4,410	5,694	9,181	6,765	8,915	9,842
連 結 経 常 利 益（百万円）	4,709	5,626	9,462	7,810	10,254	10,987
親会社株主に帰属する連結当期純利益（百万円）	5,397	4,879	7,546	2,675	6,669	16,910
1株当たり連結当期純利益(円)	236.23	213.79	331.34	62.38	154.97	412.69
1株当たり配当金(円)	110.00	210.00	115.00	42.00	78.00	85.00

(注) 三菱化工機は、2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。これに伴い、2024年3月期、2025年3月期の1株当たり連結純資産、1株当たり連結当期純利益は、連結会計年度の期初に当該株式分割が行われたと仮定し、算出しております。2024年3月期、2025年3月期の1株当たり配当金は株式分割前の実際の配当金の金額を記載しております。なお、当該株式分割を考慮しない場合の2026年3月期の1株当たり配当金は345円となります。

4. 本株式交換に伴う会計処理の概要

本株式交換に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における「逆取得」に該当し、月島ホールディングスを取得企業、三菱化工機を被取得企業としてパーチェス法が適用されることが見込まれております。パーチェス法の適用に伴い、共同持株会社の連結決算においてのれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、金額に関しては現時点では確定しておりません。

5. 今後の見通し

共同持株会社は、シナジーの早期実現による利益成長に加え、自己株式取得を含む機動的な資本政策を組み合わせ、株主利益のさらなる向上を目指す方針です。

また、共同持株会社は、成長投資とのバランスを勘案しながら、本株式交換の効力発生日後2年間を目途として、本経営統合に伴う希薄化解消のため、自己株式取得を含めた株主還元を行うべく、共同持株会社発足後速やかに具体的な施策を検討する予定です。

その他、本経営統合後の具体的な経営計画（経営方針、計画及び業績見通し、主要KPI等）につきましては、今後両社で検討し、確定次第お知らせします。

IV. 商号変更その他の定款の一部変更について

1. 定款変更の理由

三菱化工機は、本日開催の取締役会において、本経営統合に際して持株会社体制に移行することに伴い、2026年12月4日開催予定の三菱化工機の臨時株主総会で承認を受けた上で、本吸収分割の効力が発生することを条件として、本株式交換を実施するために、下記「2. 定款変更の内容」の「(1) 本定款変更①」のとおり、発行可能株式総数を増加させる旨の変更（以下「本定款変更①」といいます。）を行い、また、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日付で三菱化工機の商号を「三菱月島化工機ホールディングス株式会社」に、分割準備会社の商号を「三菱化工機株式会社」に変更し、かつ事業目的等について、下記「2. 定款変更の内容」の「(2) 本定款変更②」のとおり変更（以下「本定款変更②」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

2. 定款変更の内容

(1) 本定款変更①

(下線部分に変更部分であります。)

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 本会社の発行可能株式総数は <u>48,000,000株</u> とする。	第6条 本会社の発行可能株式総数は <u>80,000,000株</u> とする。

(2) 本定款変更②

(下線部分に変更部分であります。)

現行定款	変更案
------	-----

第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 本公司は<u>三菱化工機株式会社</u>と称し、英文では<u>Mitsubishi Kakoki Kaisha Ltd.</u>とする。 (目 的) 第2条 本公司は次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>石油精製、石油化学、ガス、製鉄、原子力、肥料工業、食品工業、医薬品工業その他各種化学工業用並びに一般産業用装置、機器の製造、修理及び販売</u> 2. <u>大気汚染防止装置、水処理装置、廃棄物処理装置その他公害防止並びに環境改善装置、機器の製造、修理及び販売</u> 3. <u>遠心分離機、汙過機、乾燥機、攪拌機、集塵機、洗浄機その他一般機械器具の製造、修理及び販売</u> 4. <u>照明器具の製造、修理及び販売</u> 5. <u>各種高圧ガスの製造及び販売</u> 6. <u>光学部品、機械部品、工具、装身具その他ガラス・金属・プラスチック等の製品の蒸着加工並びに蒸着製品の製造及び販売</u> 7. <u>土木、建築、管、タイル・レンガ・ブロック、鋼構造物、機械器具設置、水道施設、清掃施設、とび・土工、塗装等の各工事に関する設計、監理及び施工</u> 8. <u>前各号に掲げるもののエンジニアリング業務並びに賃貸</u> 9. <u>建物、構築物、産業用装置、機械器具、部品類の洗浄業務</u> 10. <u>化学薬品、動植物からの抽出成分及びこれらを配合した消臭剤・芳香剤等化学製品並びに医薬品、医薬部外品並びにでんぷん食品・たんぱく食品・ビタミン食品・カルシウム食品等加工食品、食品添加物、飼料、飼料添加物の製造及び販売</u> 11. <u>前各号に掲げるもののコンサルティング業務並びに技術の販売</u> 12. <u>損害保険代理業務</u> 13. <u>建材、事務用消耗品、工具・溶接用補助材料・油類等工場用消耗品、衣料品及び日用品雑貨の</u>	(商 号) 第1条 本公司は<u>三菱月島化工機ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では<u>Mitsubishi Tsukishima Kakoki Holdings Co., Ltd.</u>とする。 (目 的) 第2条 本公司は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社(外国会社を含む。)その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。 (1) <u>化学品、医薬品、食品、鉄鋼、肥料、エネルギーその他各種産業用の機械、装置、タンク類の設計、製造、据付、修理、販売、賃貸借及び監理</u> (2) <u>上下水道、水処理、廃棄物処理、大気汚染その他の公害防止、環境改善用の機械、装置の設計、製造、据付、修理、販売、賃貸借及び監理</u> (3) <u>産業用、上下水道、水処理、廃棄物処理その他各種プラントの土木、建築、電気、鋼構造物、機械器具設置等の各工事に関する設計、施工、監理並びに運転及び維持管理</u> (4) <u>一般・産業廃棄物の収集、運搬及び処理事業</u> (5) <u>土壌汚染調査及び診断、土壌浄化工事の設計、施工及び監理</u> (6) <u>各種高圧ガスの製造及び販売</u> (7) <u>化学製品、工業薬品、医薬品類、加工食品、食品添加物、飼料、飼料添加物、肥料の製造、輸入及び販売並びに工場用消耗品、衣料品及び日用品の輸入及び販売</u> (8) <u>前各号に掲げるもののコンサルティング業務、ソフトウェア作成及び販売並びに技術の許諾及び販売</u> (9) <u>不動産の売買、賃貸借、仲介、運用、管理並びに土地の造成及び分譲</u> (10) <u>発電事業及びその監理・運営並びに電気の売買に関する事業</u>

<u>売買</u> <u>14. 各種廃棄物の処理に関する業務</u> <u>15. 不動産の売買、賃貸及び管理</u> <u>16. 発電及び売電に関する業務</u> <u>17. 前各号に掲げるものの代理及び仲立業務</u> <u>18. 前各号に附帯する一切の業務</u> (本店の所在地) 第3条 本会社は本店を<u>神奈川県川崎市川崎区</u>に置く。 (機関) 第4条 本会社は株主総会及び取締役の<u>他</u>、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u> 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は<u>80,000,000株</u>とする。 <u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 本会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 第8条 (条文省略) (単元未満株式についての権利) 第9条 本会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>	<u>(11) 労働者派遣事業</u> <u>(12) 経営管理、事業運営の統括、経営方針及び事業計画の策定支援並びにそれらに対する指導、助言及びコンサルティング業務</u> <u>(13) 財務、総務、法務、人事、情報システム、広報、試験研究、分析等に関する事務の受託及び代行並びに助言及びコンサルティング業務</u> <u>(14) 前各号に附帯する一切の業務</u> (本店の所在地) 第3条 本会社は本店を<u>東京都中央区</u>に置く。 (機関) 第4条 本会社は株主総会及び取締役の<u>ほか</u>、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u> 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は<u>220,000,000株</u>とする。 (削除) 第7条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利) 第8条 本会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
--	--

(新設) (株式取扱規程) 第10条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の<u>他</u>、取締役会において定める株式取扱規程による。 (株主名簿管理人) 第11条 本会社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。 第3章 株主総会 第12条 ～ 第13条 (招集者及び議長) 第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により<u>取締役会長又は社長執行役員</u>がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役会長又は社長執行役員</u>に差支えがあるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。 (電子提供措置等) 第15条 本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 本会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	(単元未満株式の買増し) <u>第9条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u> (株式取扱規程) 第10条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の<u>ほか</u>、取締役会において定める株式取扱規程による。 (株主名簿管理人) 第11条 本会社は株主名簿管理人を置く。 <u>2.</u> 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 <u>3.</u> 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。 第3章 株主総会 第12条 ～ 第13条 (招集者及び議長) 第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により<u>取締役社長執行役員</u>がこれを招集し、その議長となる。 <u>2.</u> <u>取締役社長執行役員</u>に差支えがあるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。 (電子提供措置等) 第15条 本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2.</u> 本会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
--	---

(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。会社法第 309 条第2項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第17条 株主は本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。本会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。 (取締役の選任) 第19条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は	(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第 309 条第2項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第17条 株主は本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。 2. 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。 第4章 取締役、取締役会、及び執行役員 (取締役の員数) 第18条 本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。 2. 本会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。 (取締役の選任) 第19条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は
--	--

退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (代表取締役及び<u>取締役会長</u>) 第21条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を<u>若干名</u>選定する。 代表取締役は各自会社を代表し、<u>取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</u> 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役会長1名</u>を定めることができる。 (取締役会の招集) 第22条 取締役会は<u>取締役会長が招集し、その議長となる。</u> <u>取締役会長に差支えがあるとき又は欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u> <u>取締役会の招集通知は期日の少なくとも3日前に各取締役に対し発する。</u> <u>但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u> (新設) 第23条 ～ 第24条 (条文省略) (新設) (新設)	退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 <u>4.</u> 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (代表取締役及び<u>役付取締役</u>) 第21条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 <u>2.</u> 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役社長執行役員及び取締役会長をそれぞれ1名、</u>定めることができる。 (取締役会の招集) 第22条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。</u> <u>2.</u> 当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 (取締役会の招集通知) 第23条 <u>取締役会の招集通知は期日の少なくとも3日前に各取締役に対し発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u> <u>2.</u> <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> 第24条 ～ 第25条 (現行どおり) (取締役会規程) 第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u> (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執
--	--

(取締役の責任免除) 第25条 本会社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 本会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第26条 (条文省略) (社長執行役員) 第27条 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員の中から社長執行役員1名を定める。 第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集) 第28条 監査等委員会の招集通知は期日の少なくとも3日前に各監査等委員に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。 第29条 (条文省略) (新設) 第6章 会計監査人 第30条 (条文省略)	<u>行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第28条 本会社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 本会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、<u>当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第29条 (現行どおり) (社長執行役員) 第30条 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社長執行役員1名を定める。 第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集) 第31条 監査等委員会の招集通知は期日の少なくとも3日前に各監査等委員に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> 第32条 (現行どおり) (監査等委員会規程) 第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> 第6章 会計監査人 第34条 (現行どおり)
---	---

(会計監査人の任期) 第31条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 第7章 計 算 第32条 (条文省略) (新設) (剰余金の配当の基準日) 第33条 本会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。 (中間配当) 第34条 本会社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。 第35条 (条文省略) 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 本会社は会社法第426条第1項の規定により、平成28年6月開催の第92回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 (監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第2条 平成28年6月開催の第92回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限	(会計監査人の任期) 第35条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 第7章 計 算 第36条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第37条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第38条 本会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。 2. 本会社の中間配当金の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (削除) 第39条 (現行どおり) (削除) (削除) (削除)
--	---

<u>定する契約については、なお従前の例による。</u>	
-------------------------------------	--

V. 代表取締役の異動について

1. 異動の理由

三菱化工機は、月島ホールディングスと対等の精神に基づいて本経営統合を実現する観点から、本吸収分割及び本株式交換の効力発生を条件として、代表取締役を1名追加し、2名体制とすることを内定いたしました。

2. 新任代表取締役の氏名及び役職名

(新任)氏 名 : 川崎 淳
新役職名 : 代表取締役社長社長執行役員

3. 新任代表取締役の略歴等

氏名 生年月日	略歴	保有株式数 (千株)
川崎 淳 1971年7月29日	1992年4月 月島ホールディングス入社 2006年1月 同 秘書室長 2010年4月 同 総務人事部長 2014年4月 同 経営企画部長 2015年4月 同 執行役員 2017年4月 同 常務執行役員 企画・管理本部副本部長 2019年4月 同 経営統括本部長 2019年6月 同 取締役 2021年4月 同 取締役専務執行役員 2022年4月 同 代表取締役専務執行役員 2023年4月 同 代表取締役社長社長執行役員（現任）	0株

(注) 川崎 淳氏は、2026年9月30日現在、月島ホールディングス普通株式72,545株を保有しており、本株式交換により三菱化工機の普通株式を割り当てられ、2027年4月1日において、共同持株会社の株式を63,839株保有する予定です。

以 上

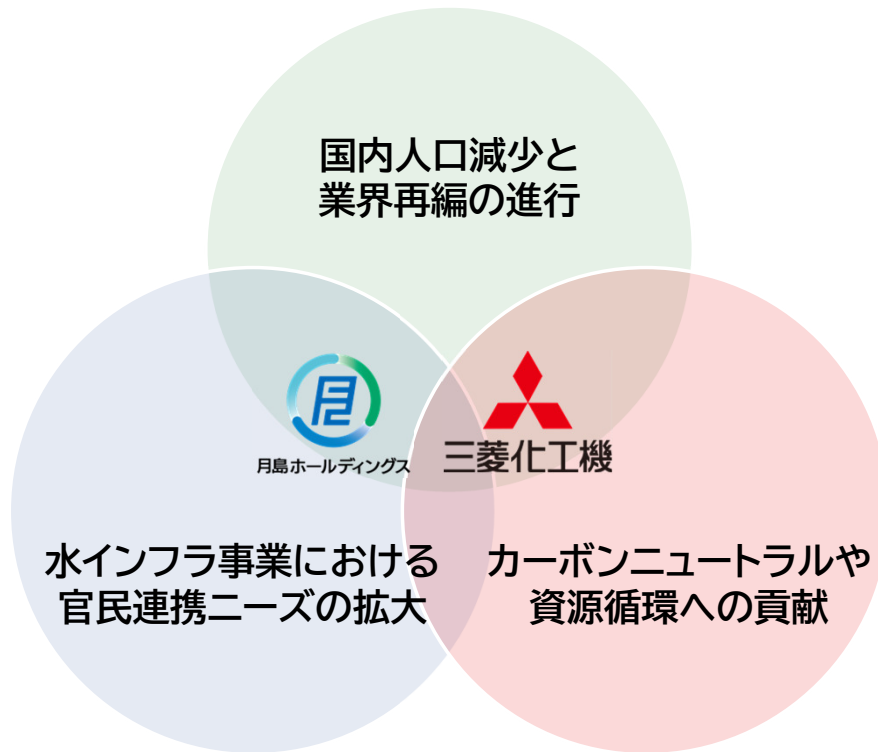
月島ホールディングスと三菱化工機の 経営統合に関する補足資料

2026年9月30日

経営環境に対する認識

今後の社会産業構造の変化に対応しつつ成長市場の取り込みを目指しうる形で
収益力の強化により強固な事業基盤を構築することが重要

両社を取り巻く経営環境



国内人口減少と業界再編の進行

- ✓ 国内人口減少を背景に、市場縮小・労働力不足・技術承継といった課題が顕在化
- ✓ 人材確保・育成及び事業運営体制の強化を背景とした業界再編が進行

公共水インフラ事業における官民連携ニーズの拡大

- ✓ 自治体の技術者不足、財政難を背景に、上下水道事業等における官民連携の活用が拡大
- ✓ PFI・DBOやウォーターPPPなどの官民連携案件のさらなる増加が見込まれる

カーボンニュートラルや資源循環に向けた社会的要請の高まり

- ✓ 気候変動の進行や自然災害の激甚化を背景に、脱炭素化、省エネルギー、水資源保全への対応が世界的に加速
- ✓ 資源・エネルギーの安定確保やサプライチェーン再構築の重要性が高まる中、資源循環やリサイクルニーズが拡大

経営統合の意義・目的

背景

月島ホールディングスの課題

- ・ 産業事業の事業規模拡大と収益性向上
- ・ 水インフラ老朽化を背景に増加する大型案件へのリソース確保

三菱化工機の課題

- ・ エンジニアリング事業における厳しい競争環境への対応
- ・ ウォーターPPP等の官民連携事業への対応

「産業機械の国産化」という共通の志のもと、約一世紀にわたり切磋琢磨を続け、ともに発展してきた歴史
「ものづくり」を原点とする企業文化に加え、エンジニアリング及びアフターサービスを軸とする親和性を有する事業モデル

目的



月島ホールディングス

(水環境)充実した製品ラインナップと
国内トップクラスの市場シェア
PPP・PFIの豊富な実績



両社の強み・技術・リソースを集約し、
社会産業構造の変化に対応しつつ
成長市場を取り込める強固な事業基盤の構築



三菱化工機

多様な単体機器のラインナップ
複数のトップシェア製品
充実したアフターサービス体制

「水・エネルギー・産業インフラを支える機械・エンジニアリングのリーディングカンパニー」を目指す

経営統合による戦略・シナジー

本経営統合によるシナジー効果を最大化し、2036年3月期においては
グループ経営目標として売上高3,500億円、営業利益300億円以上を目指す

1 両社の強みを活かした事業基盤の強化

- 両社それぞれの強みと競争優位性を相互活用
- 単体機器の開発・設計・製造からアフターサービスに至るバリューチェーンを強化
- クロスセルを通じた、さらなる収益基盤の拡充



2 シナジーを活かした新たな成長機会の創出

- 技術、製品及び顧客基盤を融合した高付加価値ソリューションを創出
- 「水・エネルギー・資源循環ソリューション」を展開
- M&Aを通じたインオーガニック成長、海外展開の加速及び三菱グループとの連携を強化



3 経営基盤の高度化と共創による企業価値創造

- 人材配置の最適化や基幹システムの統廃合による生産性向上
- 最新デジタル技術導入による効率化、コスト競争力の向上を実現
- 人材交流により専門性を高め、共創型企業文化を醸成



シナジー施策効果

売上高(億円)



営業利益(億円)



① 両社の強みを生かした事業基盤の強化

開発・設計・製造からアフターサービスに至るまでのバリューチェーンを強化するとともに、両社の顧客基盤を活用したクロスセルを通じて、さらなる収益基盤の拡充を図る



単体機器事業

- 両社の製品ラインナップと顧客基盤の相互活用によるクロスセルの推進
- 両社の機器を組み合わせた最適プロセスによる提案力向上
- 製造拠点、アフターサービス網等の最適化

クロスセル



最適プロセス提案



乾燥工程



省スペース化・
工期短縮を実現



分離工程



エンジニアリング事業

- 両社の人材・技術・ノウハウの最適活用を通じた、大型案件への対応力・提案力の強化による受注拡大
- 自社製機器の採用拡大、アフターサービスの強化を通じた収益力向上

月島ホールディングスの強みがある領域

両社共通

三菱化工機の強みがある領域



食品



廃棄物処理



化学



半導体



エネルギー

対応領域・アフターサービスの拡大
補強されたリソースによる大型案件対応力強化



水環境事業

- 月島ホールディングスの知見及びノウハウの活用による大型案件のさらなる獲得
- 両社の強みを有する地域・顧客基盤の補完による事業規模の拡大
- 月島ホールディングスのDXソリューションの横展開による維持管理の効率化・サービス品質の向上



② シナジーを活かした新たな成長機会の創出

両社の技術、製品及び顧客基盤を融合した高付加価値ソリューションの創出を推進
加えて、M&A・海外展開・三菱グループとの連携強化により新たな事業機会の創出を図る



高付加価値ソリューションの創出

- 成長ドライバーである「GX分野」「高機能材料分野」における、両社の技術・製品・顧客基盤を融合した高付加価値ソリューションの創出
- 「機械&エンジニアリングの技術・ノウハウ」「産業分野から公共水インフラまで幅広い事業領域」という両社の強みを融合、技術と事業特性を熟知した企業集団ならではの最適提案を実現

【事例】

半導体・電子材料、医療等の高機能材料やリサイクル領域における
月島ホールディングスの単体機器と
三菱化工機のエンジニアリングの融合

月島ホールディングス

晶析装置



三菱化工機

エンジニアリング



- 両社の技術を組み合わせた、新たな統合型ソリューションの創出(具体例は次頁をご参照)

クリーンエネルギー創出、カーボンニュートラルの実現、
資源リサイクルの推進といったグローバルな社会課題へ対応



インオーガニック成長の ドライバー

- M&Aを通じたインオーガニック成長の積極的な推進
- 海外事業における、両社の技術、人材、ネットワークの活用による事業展開の加速
- 三菱グループが有する顧客基盤、事業ネットワークとの連携の強化



東アジアやASEAN地域を
中心とした海外展開

新たな事業機会の創出を図り、
さらなる成長を実現



M&Aを通じた
インオーガニック成長



三菱グループとの
連携

② 両社の技術を組み合わせた新たなソリューションの事例

月島ホールディングスの下水汚泥処理技術と三菱化工機の水素製造・導管注入技術の融合により、下水処理場を起点とした「水・エネルギー・資源循環ソリューション」を展開

月島ホールディングスの強み

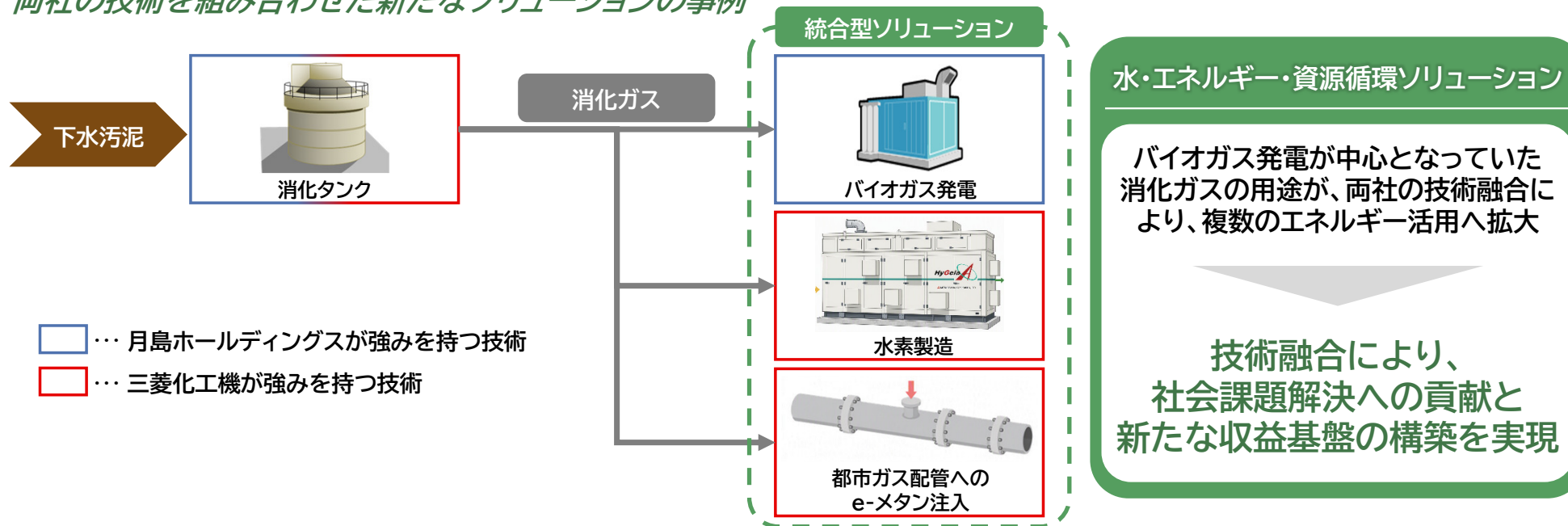
- ・ 下水汚泥処理及び官民連携事業の豊富な実績
- ・ 国内トップの下水バイオガス発電実績

三菱化工機の強み

- ・ 水素製造技術に関する豊富な知見
- ・ 二酸化炭素回収技術
- ・ 都市ガスへの導管注入技術



両社の技術を組み合わせた新たなソリューションの事例



③ 経営基盤の高度化と共創による企業価値創造

コーポレートガバナンス及び経営管理体制の高度化を推進
経営資源の融合を促進するとともに、新たな価値創造を支える共創型企業文化の醸成を図る



コーポレート機能向上

- ・ 経営管理体制の高度化
- ・ 人材配置の最適化
- ・ 基幹システムの統廃合



効率化

- ・ AIやロボティクス等の最新デジタル技術の導入や研究機能／生産拠点の集約による効率改善／コスト削減
- ・ 本社機能の一本化による重複コスト削減

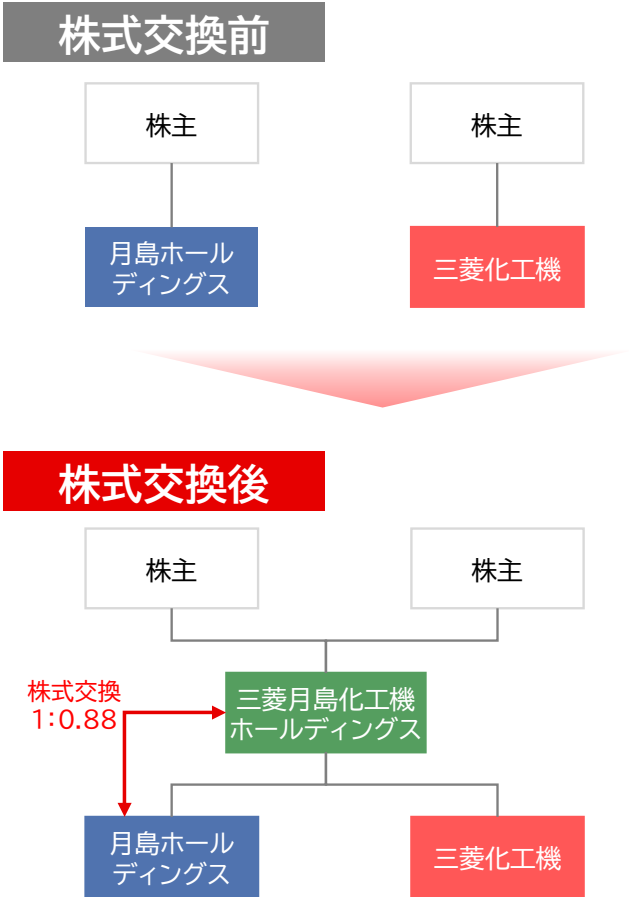


人材育成

- ・ 両社の人材交流や共同プロジェクト推進による経営資源の融合
- ・ 各分野の専門性向上による、新たな価値創造を支える共創型企業文化の醸成



株式交換の概要・スケジュール



経営統合の方式	三菱化工機を株式交換完全親会社、月島ホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することをはじめとする一連の取引	
株式交換比率	1:0.88 月島ホールディングスの普通株式1株に対して、三菱化工機の普通株式0.88株を割当交付する	
スケジュール	2026年9月30日 (本日)	経営統合契約及び株式交換契約の締結
	2026年12月4日 (予定)	両社臨時株主総会 (基準日:2026年10月16日)
	2027年3月30日 (予定)	月島ホールディングス上場廃止日
	2027年4月1日 (予定)	吸収分割及び株式交換の効力発生日

- 株式交換を含む、一連の取引による経営統合を予定
 - 共同持株会社は、シナジーの早期実現による利益成長に加え、自己株式取得を含む機動的な資本政策を組み合わせ、株主利益のさらなる向上を目指す方針
 - また、共同持株会社は、成長投資とのバランスを勘案しながら、株式交換の効力発生日後2年間を目途として、本経営統合に伴う希薄化解消のため、自己株式取得を含めた株主還元を行うべく、共同持株会社発足後速やかに具体的な施策を検討する予定
 - 経営統合プロセス全体の詳細については、Appendixをご参照

共同持株会社の概要



三菱月島化工機ホールディングス株式会社 (英文) Mitsubishi Tsukishima Kakoki Holdings Co., Ltd.

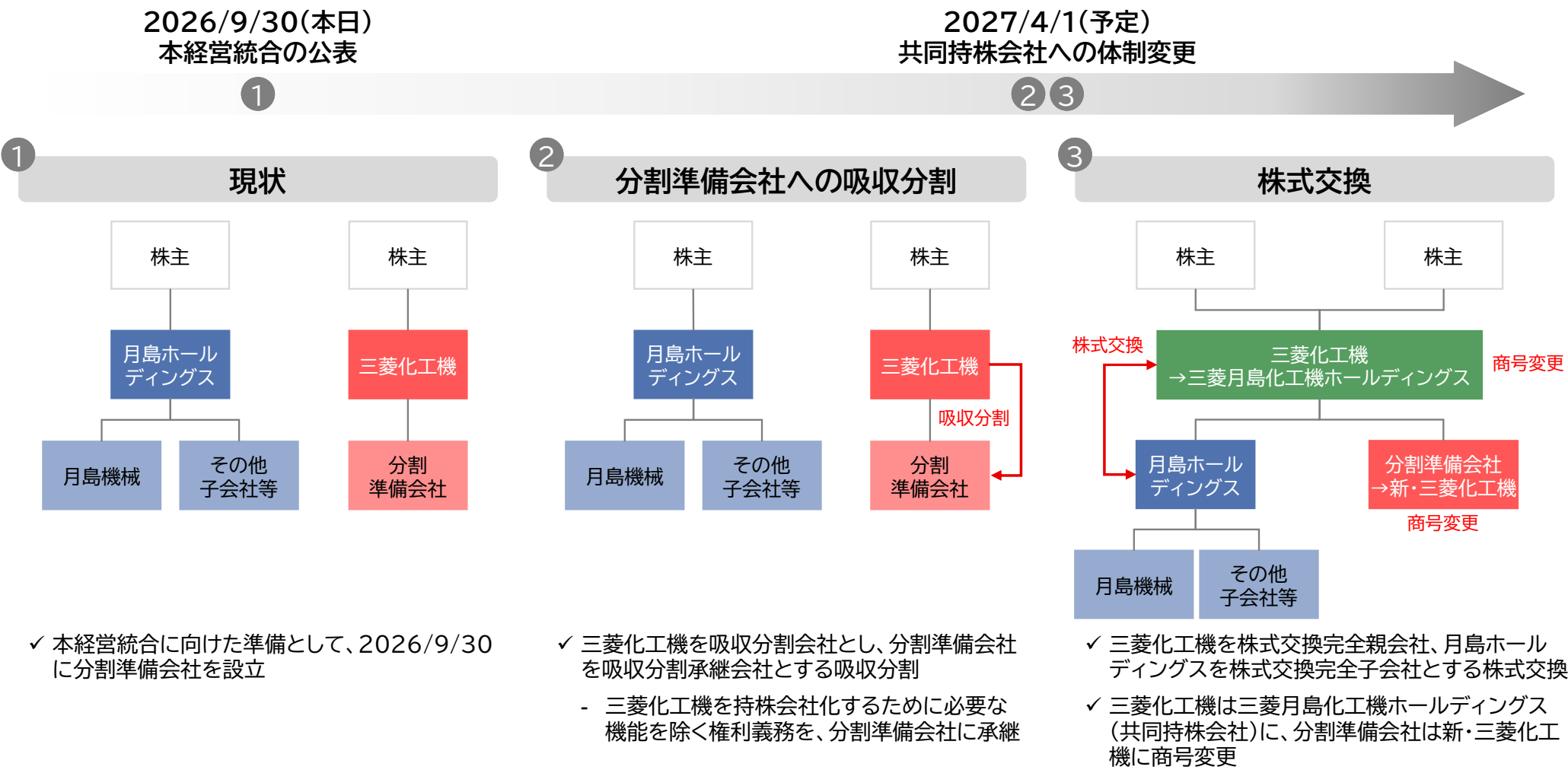
本社所在地	東京都中央区晴海三丁目5番1号
代表者及び取締役 (予定者)	代表取締役会長 田中 利一 代表取締役社長社長執行役員 川崎 淳 (取締役は代表者を含め当初9名、うち5名を社外より選任予定)
機関	監査等委員会設置会社
資本金	5,000百万円
効力発生日	2027年4月1日(予定)
決算期	3月31日
上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場

Appendix

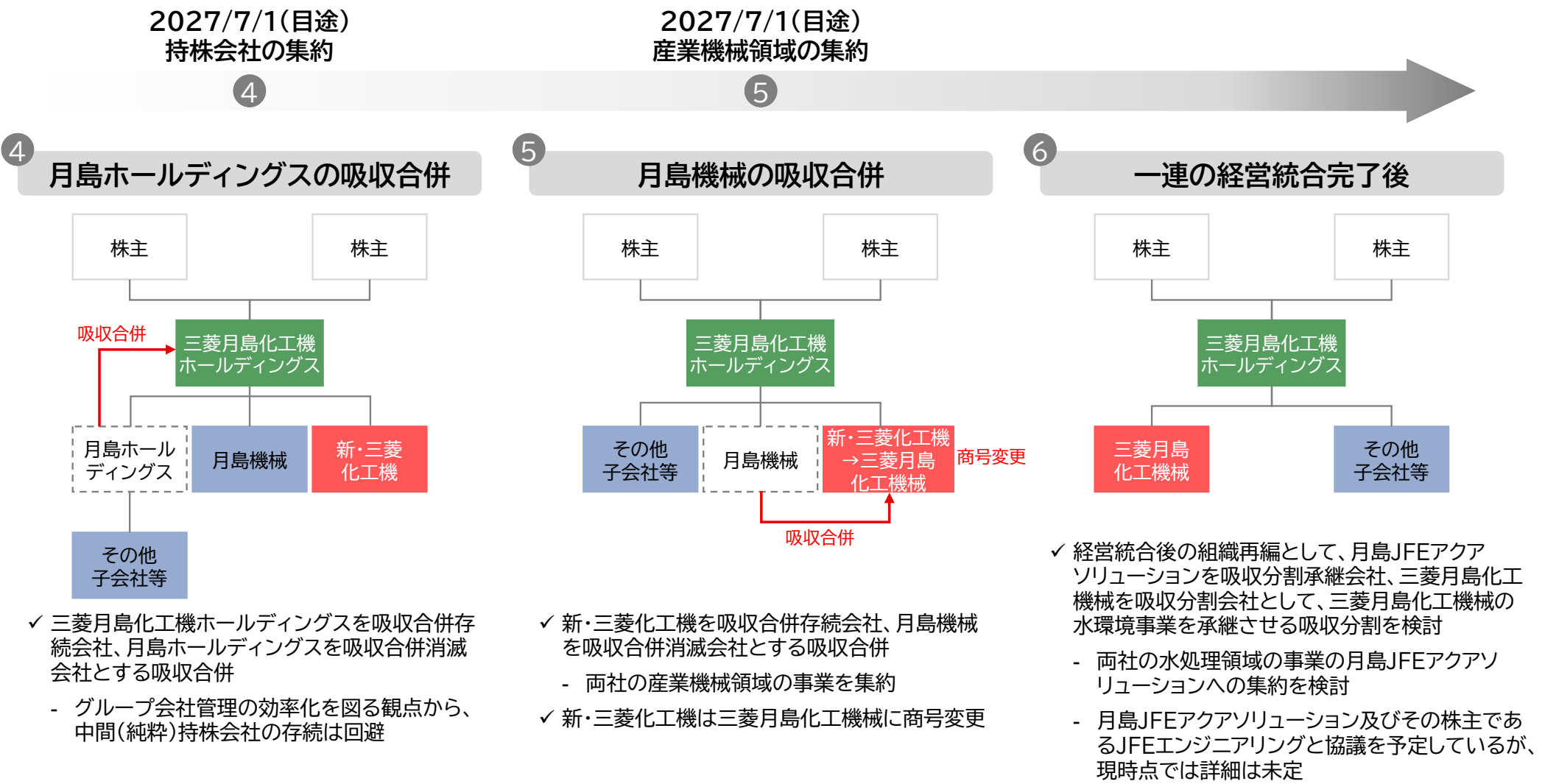
両社の会社概要

会社名	月島ホールディングス株式会社	三菱化工機株式会社
所在地	東京都中央区晴海三丁目5番1号	神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長社長執行役員 川崎 淳	代表取締役社長執行役員 田中 利一
事業内容	浄水場・下水処理場、汚泥再生処理・バイオマス利活用向けプラントの設計・建設等	各種プラント・環境設備及び各種単体機械等の設計、製作、据付、販売等
資本金	6,646百万円	3,956百万円
設立年月日	1917年5月31日	1949年9月1日
発行済株式数	40,125,800株(2026年6月末現在)	23,741,850株(2026年6月末現在)
決算期	3月31日	3月31日
従業員数(連結)	3,367人(2026年3月末現在)	1,044人(2026年3月末現在)
主要取引先	地方公共団体、上下水道事業体、化学、食品、廃棄物処理関連企業 等	化学、半導体、食品、エネルギー、造船関連企業等、地方公共団体
主要取引銀行	株式会社三菱UFJ銀行	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社横浜銀行

経営統合における一連の取引の概要(1/2)



経営統合における一連の取引の概要(2/2)



本件に関するお問い合わせ

月島ホールディングス株式会社

広報・IR部：Tel 03-5560-6503

三菱化工機株式会社

企画部：Tel 044-333-5354